基準20 令和4年4月1日制定

条例区域から除外となった浸水想定区域内建物

- 1. 申請地が、伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則第3条第6号に規定する水防法 (昭和24年法律第193号)第14条に規定する洪水浸水想定区域のうち、その想定される水深が3メートル以上 の区域内に存すること。
- 2. 申請は、次に掲げる調整区域の立地基準のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 法第34条第11号(条例第3条、第4条)
 - (2) 法第34条第12号
 - a. 分家住宅(条例第5条第1号)
 - b. 既存宅地内建物(条例第5条第2号)
 - c. 指定集落内建物(条例第5条第5号)
- 3. 申請者は、次のいずれかの安全上及び避難上の対策を施すこと。
 - (1) 当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や地盤面の嵩上げにより 想定浸水深(10cm単位として、10cm未満の値は切上げて適用)以上の高さに居室が設けられるよう、 対策を施すこと。
 - (2)上記(1)に掲げる対策を行うことが困難な場合は、下記に示す対策を施すこと。
 - a. 伊勢崎市総合防災マップに示す洪水に耐え得る指定緊急避難場所または指定避難所等への確実な避難を行うこと。
 - b. 申請者は、いせさき情報メールに登録し、かつ、防災情報を受信できる環境を整え、指定した警戒レベルが発令された場合は、すみやかに避難計画書に基づき確実な避難を行うこと。ただし、現状に応じて必要な場合は、自主的に避難を行うこと。